



# 京都企業株式ファンド (資産成長型) / (予想分配金提示型)

当ファンドは、特化型運用を行います。



追加型投信 / 国内 / 株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

**委託会社** ファンドの運用の指図等を行います。

**三井住友DSアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

**受託会社** ファンドの財産の保管および管理等を行います。

**株式会社SMBC信託銀行**

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

本書では、各ファンドの略称として、それぞれ以下のようになっています。

京都企業株式ファンド(資産成長型) : (資産成長型)

京都企業株式ファンド(予想分配金提示型) : (予想分配金提示型)

## 委託会社の概要

委託会社名

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日

1985年7月15日

資本金

20億円(2025年11月28日現在)

運用する投資信託財産の  
合計純資産総額

16兆4,027億円(2025年11月28日現在)

## 商品分類・属性区分

| 商品分類    |        |                   |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
| 追加型     | 国内     | 株式                |

| ファンド名      | 属性区分                         |      |        |               |
|------------|------------------------------|------|--------|---------------|
|            | 投資対象資産                       | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態          |
| (資産成長型)    | その他資産<br>(投資信託証券<br>(株式 一般)) | 年1回  | 日本     | ファミリー<br>ファンド |
| (予想分配金提示型) |                              | 年2回  |        |               |

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年2月12日に関東財務局長に提出しており、2026年2月13日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

## ファンドの目的

京都企業株式・マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、日本の取引所に上場している株式（上場予定の株式を含みます。）へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

## ファンドの特色

### 1 「京都関連企業」の株式に投資します。

■「京都関連企業」とは、以下のいずれかをいいます。

- 京都府もしくは滋賀県に本社（本社に準ずるものを含みます。以下同じ。）を置いている企業
- 京都府もしくは滋賀県において雇用の創出など積極的に事業活動を行っている企業
- 京都府もしくは滋賀県との関連の強い企業

### 2 「ベースポートフォリオ」と「セレクトポートフォリオ」を組み合わせることにより、幅広い企業の株式に投資します。

■「ベースポートフォリオ」と「セレクトポートフォリオ」への投資割合は60：40を基本とします。

#### ベースポートフォリオ

- 「京都関連企業」のうち、京都府もしくは滋賀県に本社を置いている企業の時価総額上位20銘柄でポートフォリオを構築します。
  - 銘柄の投資比率は、組入銘柄の時価総額を勘案して決定します。
- ※ただし、上位20銘柄すべてに投資するとは限りません。

#### セレクトポートフォリオ

- 「ベースポートフォリオ」以外の「京都関連企業」から選別してポートフォリオを構築します。

3

(資産成長型)と(予想分配金提示型)の2つのファンドからご選択いただけます。

## (資産成長型)

■原則として、毎年11月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。

## (予想分配金提示型)

■原則として、毎年5月および11月の15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。

■各計算期末の前営業日の基準価額(支払済み分配金(1万口当たり、税引前)累計額は加算しません。)に応じて、原則として、以下の金額の分配を目指します。

| 各計算期末の前営業日の基準価額    | 分配金額(1万口当たり、税引前) |
|--------------------|------------------|
| 10,000円未満          | 0円               |
| 10,000円以上11,000円未満 | 基準価額の水準等を勘案して決定  |
| 11,000円以上12,000円未満 | 100円             |
| 12,000円以上13,000円未満 | 200円             |
| 13,000円以上14,000円未満 | 300円             |
| 14,000円以上15,000円未満 | 400円             |
| 15,000円以上          | 500円             |

※分配対象額が少額な場合、各計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等には、上記の分配を行わないことがあります。



## ご留意いただきたい事項

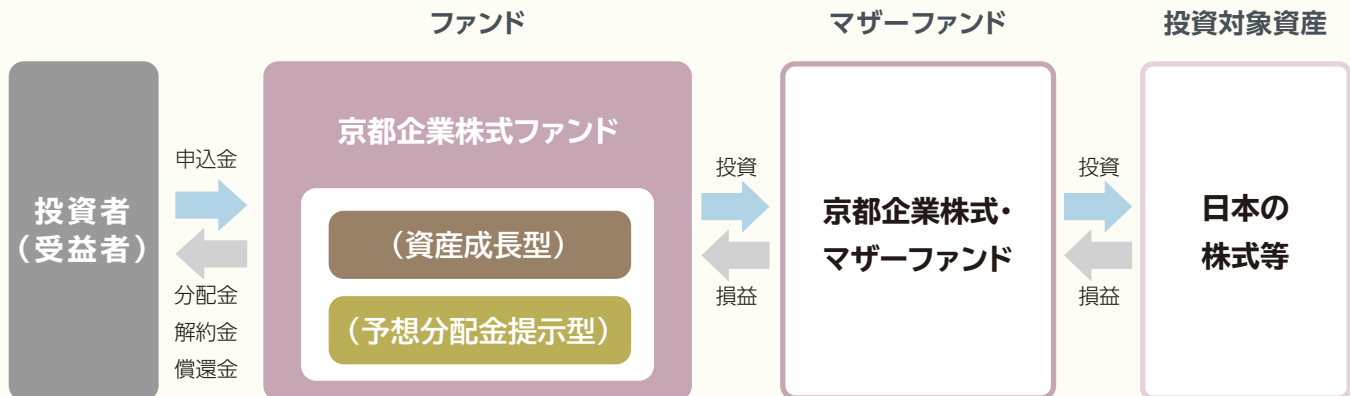
- 基準価額に応じて、分配金額は変動します。
- 基準価額があらかじめ決められた水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。
- 分配を行うことにより基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期決算以降の分配金額は変動する場合があります。
- あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



## マザーファンドの運用プロセス

■マザーファンドの運用は、運用部 市場型グループが行います。

### 京都関連企業

- 京都府もしくは滋賀県に本社を置いている企業  
(以下、本社銘柄といいます。本社には、本社機能を有する事業所など本社に準ずるものを含みます。)
  - 京都府もしくは滋賀県において雇用の創出など積極的に事業活動を行っている企業
  - 京都府もしくは滋賀県との関連の強い企業
- ※財務健全性等を基準に一部の銘柄を除外します。

本社銘柄の時価総額上位20銘柄

※上位20銘柄すべてに  
投資するとは限りません。

- 投資比率は、組入銘柄の時価総額を勘案して決定
- 3ヵ月に1回程度、銘柄および投資比率を見直し

**ベースポートフォリオ**  
純資産総額の  
約60%

「本社銘柄の時価総額上位20銘柄」以外の  
京都関連企業

- 投資比率は、成長性、収益性、株価の割安度、配当利回り、流動性、業種分散等を総合的に判断して決定
- 随時、銘柄および投資比率を見直し

**セレクトポートフォリオ**  
純資産総額の  
約40%

当ファンドは特化型運用を行います。

当ファンドの投資対象である京都関連企業の株式の中には、全体の時価総額に対する構成割合が10%を超える可能性の高い銘柄が存在します。このため、当ファンドにおいても一般社団法人投資信託協会規則に定める純資産総額に対する比率(10%)を超える銘柄が存在することとなる可能性があります。当該銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生し、ファンドの基準価額が下落することがあります。



### 特化型運用とは

一般社団法人投資信託協会規則の「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められた、ファンドの純資産総額に対する比率(10%)を超えて、特定の発行体の発行する銘柄に集中して投資する運用のことをいいます。

※上記の運用プロセスは2025年11月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項>[https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org\\_structure01.pdf](https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf)

## 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 同一発行体に対する実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以下とします。
- デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

## 分配方針

### ▶(資産成長型)

- 年1回(原則として毎年11月15日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(資産成長型)は複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。  
(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

### ▶(予想分配金提示型)

- 年2回(原則として毎年5月および11月の15日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 原則として、各計算期末の前営業日の基準価額(支払済み分配金(1万口当たり、税引前)累計額は加算しません。)に応じた金額の分配を目指します。ただし、分配対象額が少額な場合、各計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等には、分配を行わないことがあります。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(予想分配金提示型)は計算期間中の基準価額の変動にかかわらず分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動します。分配金額は計算期間中の基準価額の上昇分を上回る場合があります。

## 分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



### 価格変動リスク

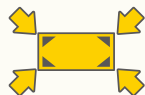
#### 株式市場リスク…株価の下落は、基準価額の下落要因です

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。



#### 信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



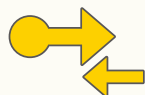
#### 投資銘柄集中リスク…特定の銘柄の株式への集中投資は、基準価額が大幅に下落する要因です

当ファンドは特化型運用を行います。したがって、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、当該銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生し、ファンドの基準価額が大幅に下落することがあります。



#### 投資地域集中リスク…特定の地域の株式への集中投資は、基準価額が大幅に下落する要因です

当ファンドは、特定地域の企業の株式に投資するため、業種配分等が日本の株式市場全体における構成比率と異なります。そのため、日本の株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、当該地域が災害に見舞われた場合や当該地域の経済が低迷した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。



#### 流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## その他の留意点

- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。  
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

## リスクの管理体制

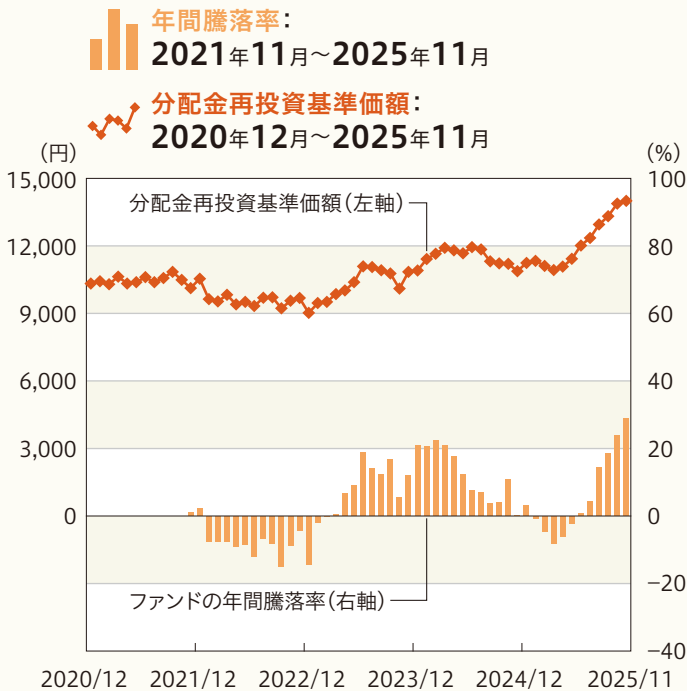
- 委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
- リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。  
また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。  
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。
- コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

## (参考情報) 投資リスクの定量的比較

### ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

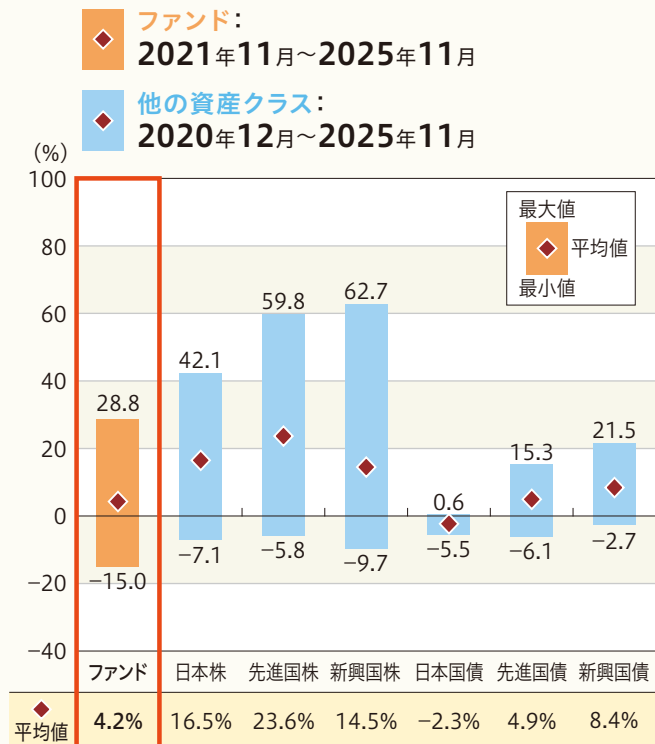
#### ■(資産成長型)



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。  
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

### ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。  
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

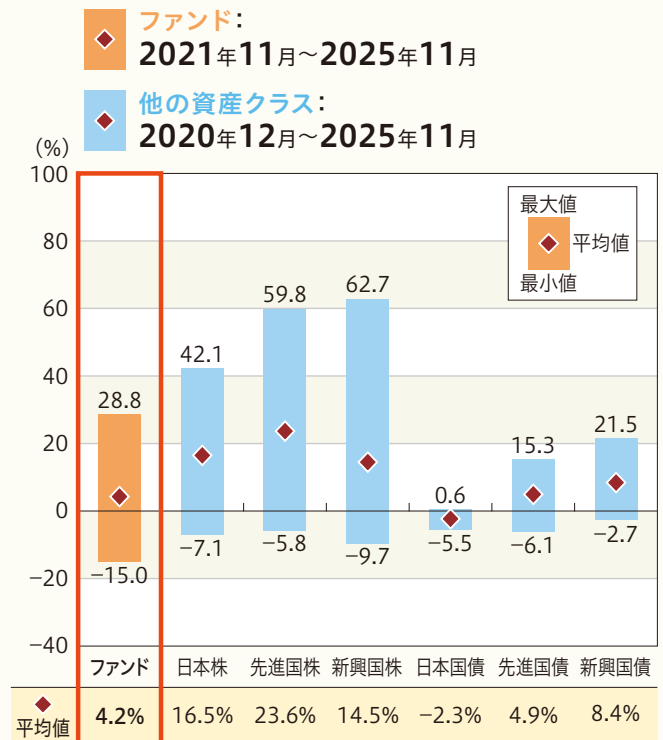
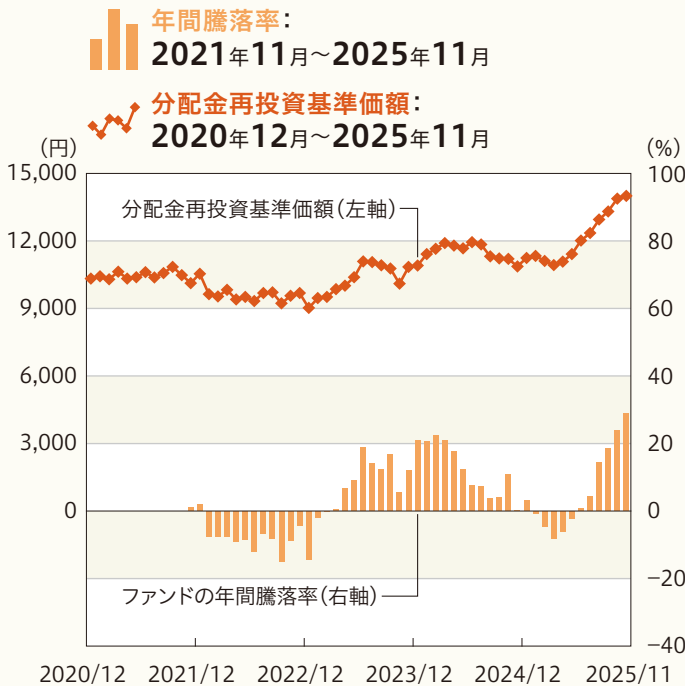
## ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

## ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

### ■(予想分配金提示型)



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。  
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。  
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数

|      |                                                                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本株  | TOPIX(東証株価指数、配当込み)<br>株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。                                     |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース)<br>MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。                                   |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)<br>MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。                                     |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債)<br>野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。                              |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)<br>FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。                        |
| 新興国債 | JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)<br>J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。 |

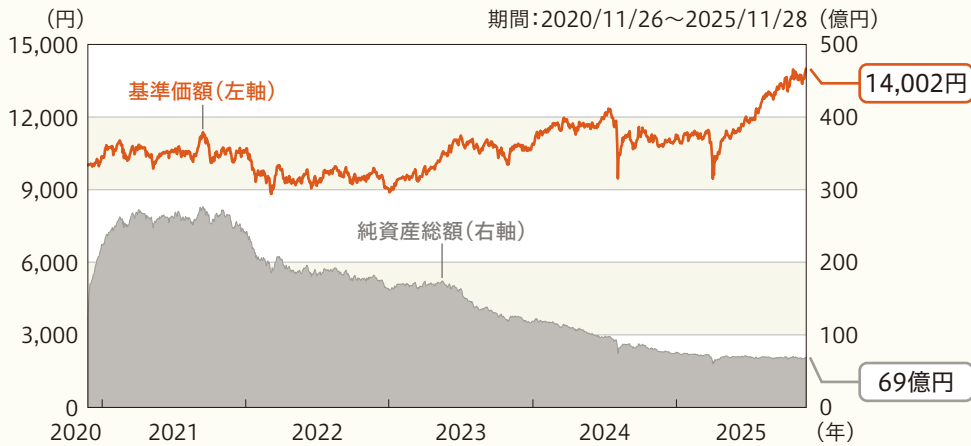
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。  
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日: 2025年11月28日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移

### ■(資産成長型)



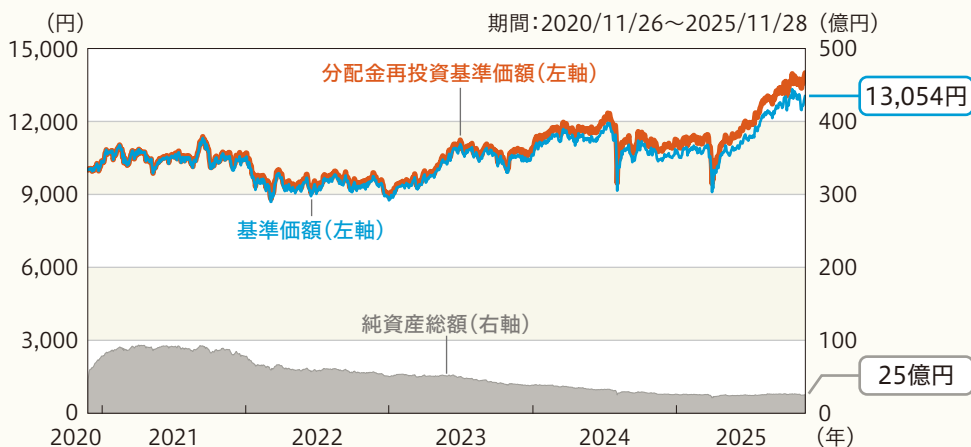
※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

## 分配の推移

| 決算期      | 分配金 |
|----------|-----|
| 2025年11月 | 0円  |
| 2024年11月 | 0円  |
| 2023年11月 | 0円  |
| 2022年11月 | 0円  |
| 2021年11月 | 0円  |
| 設定来累計    | 0円  |

※分配金は1万口当たり、税引前です。

### ■(予想分配金提示型)



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

| 決算期      | 分配金  |
|----------|------|
| 2025年11月 | 300円 |
| 2025年5月  | 100円 |
| 2024年11月 | 50円  |
| 2024年5月  | 100円 |
| 2023年11月 | 100円 |
| 設定来累計    | 800円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※直近5計算期間を記載しています。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

主要な資産の状況

■(資産成長型)

資産別構成

| 資産の種類               | 国・地域 | 比率(%)  |
|---------------------|------|--------|
| 親投資信託受益証券           | 日本   | 100.04 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) |      | △0.04  |
| 合計(純資産総額)           |      | 100.00 |

主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 種類            | 銘柄名            | 比率(%)  |
|------|---------------|----------------|--------|
| 日本   | 親投資信託<br>受益証券 | 京都企業株式・マザーファンド | 100.04 |

■(予想分配金提示型)

資産別構成

| 資産の種類               | 国・地域 | 比率(%)  |
|---------------------|------|--------|
| 親投資信託受益証券           | 日本   | 100.04 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) |      | △0.04  |
| 合計(純資産総額)           |      | 100.00 |

主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 種類            | 銘柄名            | 比率(%)  |
|------|---------------|----------------|--------|
| 日本   | 親投資信託<br>受益証券 | 京都企業株式・マザーファンド | 100.04 |

■京都企業株式・マザーファンド

資産別構成

| 資産の種類               | 国・地域 | 比率(%)  |
|---------------------|------|--------|
| 株式                  | 日本   | 97.93  |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) |      | 2.07   |
| 合計(純資産総額)           |      | 100.00 |

主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名               | 業種    | 比率(%) |
|------|----|-------------------|-------|-------|
| 日本   | 株式 | 任天堂               | その他製品 | 10.66 |
| 日本   | 株式 | 村田製作所             | 電気機器  | 8.48  |
| 日本   | 株式 | 堀場製作所             | 電気機器  | 4.00  |
| 日本   | 株式 | 島津製作所             | 精密機器  | 3.79  |
| 日本   | 株式 | ジーエス・ユアサ コーポレーション | 電気機器  | 3.67  |
| 日本   | 株式 | 京セラ               | 電気機器  | 3.44  |
| 日本   | 株式 | 京都フィナンシャルグループ     | 銀行業   | 3.06  |
| 日本   | 株式 | SCREENホールディングス    | 電気機器  | 3.00  |
| 日本   | 株式 | ローム               | 電気機器  | 2.86  |
| 日本   | 株式 | SGホールディングス        | 陸運業   | 2.76  |

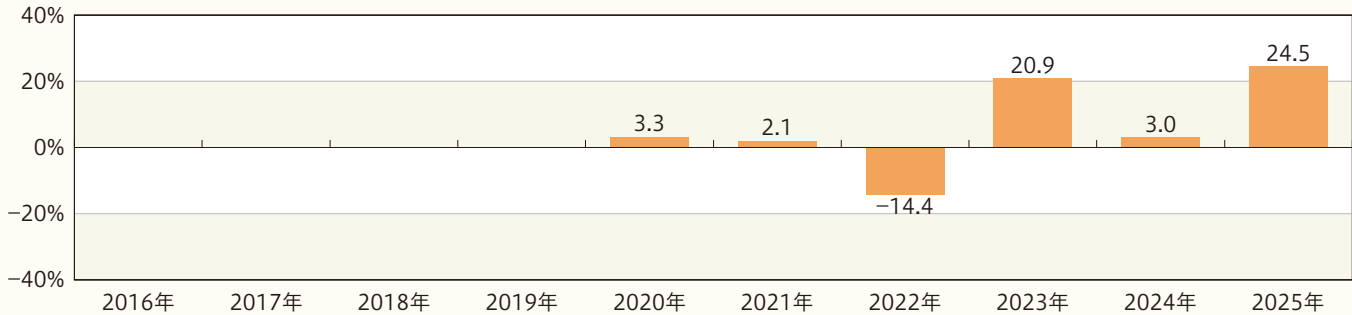
※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。  
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有効証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

基準日: 2025年11月28日

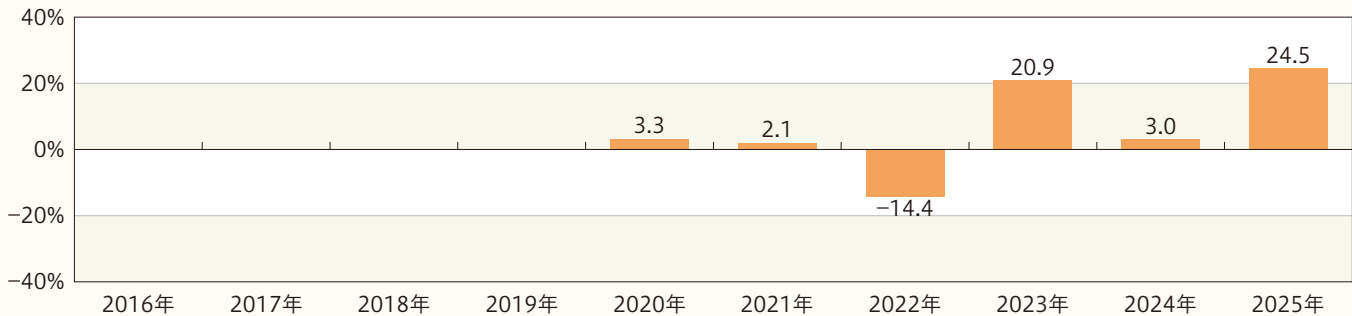
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

### ■(資産成長型)



### ■(予想分配金提示型)



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

## お申込みメモ

### 購入時

|          |                                                                                                                                   |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位  | お申込みの販売会社にお問い合わせください。                                                                                                             |
| 購 入 価 額  | 購入申込受付日の基準価額                                                                                                                      |
| 購 入 代 金  | 販売会社の定める期日までにお支払いください。                                                                                                            |
| 購入申込について | 販売会社によっては、 <b>(資産成長型)</b> および <b>(予想分配金提示型)</b> の間でスイッチングを取り扱う場合があります。<br>また、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |

### 換金時

|         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| 換 金 単 位 | お申込みの販売会社にお問い合わせください。              |
| 換 金 価 額 | 換金申込受付日の基準価額                       |
| 換 金 代 金 | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。 |

### 申込関連

|                   |                                                                                                               |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申 込 締 切 時 間       | 原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。 |
| 購入の申込期間           | 2026年2月13日から2026年8月12日まで<br>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。                                           |
| 換 金 制 限           | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。                                                                     |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。                          |

### 決算日・収益分配

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 決 算 日   | <b>(資産成長型)</b><br>毎年11月15日(休業日の場合は翌営業日)<br><b>(予想分配金提示型)</b><br>毎年5月、11月の15日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                                                                                 |
| 収 益 分 配 | <b>(資産成長型)</b><br>年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)<br><b>(予想分配金提示型)</b><br>年2回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)<br><b>(共通)</b><br>分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。<br>分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。<br>※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。 |

## お申込みメモ

### その他

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 信 託 期 間       | 無期限(2020年11月26日設定)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 繰 上 償 還       | <p>以下の場合には、繰上償還をすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>● 各ファンドの残存口数が10億口を下回ることとなったとき</li> <li>● その他やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul>                                                                                                                                                        |
| 信託金の限度額       | 各ファンドの合計で1,000億円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 公 告           | 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a> )に掲載します。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 運 用 報 告 書     | 決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 基 準 価 額 の 方 法 | <p>ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。</p> <p>また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、以下のように掲載されます。</p> <p><b>(資産成長型)</b> 京都企業成長</p> <p><b>(予想分配金提示型)</b> 京都企業分配</p>                                                                                                                                                                                      |
| 課 税 関 係       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 課税上は株式投資信託として取り扱われます。</li> <li>● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。</li> <li>● 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</li> <li>● 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。</li> </ul> <p>※上記は、2025年11月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。</p> |

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

##### 購入時・換金時

|         |                                                                                                                        |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入価額に <b>3.3% (税抜き3.0%) を上限</b> として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。<br>購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。 |
| 信託財産留保額 | ありません。                                                                                                                 |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

##### 保有時

|                  |                                                                                                                                                                                                       |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | ファンドの純資産総額に <b>年1.353% (税抜き1.23%)</b> の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、 <b>(資産成長型)</b> については毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末または信託終了のときに、 <b>(予想分配金提示型)</b> については毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。 |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

##### <運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)>

| 支払先  | 料率     | 役務の内容                                           |
|------|--------|-------------------------------------------------|
| 委託会社 | 年0.6%  | ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価 |
| 販売会社 | 年0.6%  | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価       |
| 受託会社 | 年0.03% | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価                |

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

|            |                                                                                                                                                                                                                               |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他の費用・手数料 | 以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査法人等に支払われるファンドの監査費用</li> <li>● 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料</li> <li>● 資産を外国で保管する場合の費用 等</li> </ul> ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。  
以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 分配時          |                                              |
|--------------|----------------------------------------------|
| 所得税及び地方税     | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                |
| 換金(解約)時及び償還時 |                                              |
| 所得税及び地方税     | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。  
※法人の場合は上記とは異なります。  
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。  
※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合  
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。  
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、2025年11月末現在のものであります。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間((資産成長型):2024年11月16日~2025年11月17日、(予想分配金提示型):2025年5月16日~2025年11月17日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

|            | 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|------------|-----------|------------|-----------|
| (資産成長型)    | 1.36%     | 1.35%      | 0.00%     |
| (予想分配金提示型) | 1.36%     | 1.35%      | 0.00%     |

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。  
※当ファンドが上場投資信託(ETF)に投資している場合、当該ETFの管理費用等は含まれていません。  
※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。  
運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。



三井住友DSアセットマネジメント